

地域密着型サービス事業者の新規指定について

新規

※ 平成 26 年度における新規の事業所指定はありませんでした。

【対象事業所】

法人・申請者名 :
事業所名 :
事業所の種類 :
事業所の所在地 :
指定年月日 :
同意日 :

指定理由について

※ 参考（平成 23 年 9 月 30 日付厚生労働省老健局介護保険計画課外 3 課事務連絡より一部抜粋）

- 一部ユニット型施設・事業所については、平成 23 年 9 月 1 日以降の指定等の更新時期に、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設に指定等する必要がある。その際、一方の施設・事業所について更新申請を行い、もう一方の施設・事業所について新規申請を行う取扱いとする。
- 一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定の更新時期を迎え、【中略】地域密着型介護老人福祉施設となる場合住所地特例を受けている入所者の取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日以降は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）により、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、引き続き、住所地特例の適用を受けることとなる。